

## 第3回唐津市特別職報酬等審議会 次第

開催日時 令和5年10月24日（火）

午後3時30分～

開催場所 唐津市役所本庁舎3階

災害対策本部

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) 第2回審議会の概要報告

(2) 議員の報酬月額に係る意見の状況報告

(3) 答申（案）について

### 3 その他

市長への答申予定

### 4 閉 会

## 第2回唐津市特別職報酬等審議会概要

会議名称	第2回唐津市特別職報酬等審議会
開催日時	令和5年7月31日（月） 午後3時30分から午後5時10分まで
開催場所	唐津市役所本庁舎3階 災害対策本部
次第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 第1回審議会の概要報告</p> <p>(2) (追加) 資料説明</p> <p>(3) 答申(案)について</p> <p>(4) 特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額について</p> <p>(5) 会計年度任用職員の給与額について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉 会</p>
出席者	<p>委員：落合会長、堤委員（会長職務代理者）、 岩本委員、甲斐委員、川寄委員、小峰委員、城委員、 田坂委員、古別府委員、渡邊委員</p> <p>事務局：総務部長、総務副部長、人事課長、給与係長ほか</p>
会議資料	<p>審議会次第、第1回審議会の概要報告、審議会資料、答申(案)、 (追加資料) 議員の報酬額検討資料について、特別職の職員 で非常勤のものに対する報酬額について、会計年度任用職員 の給与額について</p>

## 1 開 会

## 2 会 議

事務局から本日の審議会の流れを説明。本日の審議会では、特別職の報酬等の額について、「改定の方向性」と、改定が必要となった場合の「改定の時期」までを決定していただくこととし、審議会への諮問事項ではないが、「特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額」と、「会計年度任用職員の給与額」についても意見を伺いたいと説明を行った。

### (1) 第 1 回審議会の概要報告

第 1 回審議会の概要報告の資料をもとに内容を説明。特別職の報酬等の額の方向性について、市長、副市長及び教育長の給料額は、引上げの検討を残しつつ、据え置き意見が多かったこと。市議会議員の報酬については、報酬の額を上げる方向で議論を進めていくことを報告した。

また、追加資料として、合併時からこれまでの市長、副市長及び教育長並びに市議会議員に係る仕事の内容、負担の変化が分かる資料、現在の財政状況の中で、市民サービスに対する投資の状況、報酬額を上げた場合の人件費への影響、また、大型事業の財源が分かる資料、いつから報酬を上げるかということを検討する上で、これからの財政状況の展望が分かる資料を求められたことを報告した。

報告について、委員から次の意見などが出された

- ・報酬額を決めるにあたっては、市民への負担を伴うため、合併後の市の財政状況がどのように変化したのかを理解した上で慎重に審議していきたい。
- ・市町村合併により、9名の首長の業務を現在1人で担っている。そういう部分が給料に反映できていないと思っている。

### (2) (追加) 資料説明

### (3) 答申(案)について

事務局から追加資料の説明及び答申（案）の説明を併せて行い、委員から次の意見などが出された。

- ・ 今後の財政見通しについて、合併以後、企業誘致などによる歳入対策の成果があまり見えない中で、それでは厳しいという考え方になってしまう。
- ・ 歳出の投資的経費について、大型事業が令和6年度で一度落ち着くということであったが、今後甚大な災害発生に伴う復旧費も必要になっていく可能性を考えると、決して財政状況に余裕ができるとは言えないと思う。また、歳入について、財政見通しの令和9年度よりもっと先の若者たちが健全に生活できる見通しを立てるために、人口減が今後どのように影響してくるかということを確認にしておくといけないと思う。
- ・ 魅力ある市であるのに、人口減に伴い税収なども減っていくことを理由に守りに入ってしまい、大幅に人口が減少してしまうということは避けたいと思う。財政的に厳しい状況であっても頑張って魅力ある施策を提案してもらいたいと考えたときに、それはどちらかという行政の力だけでなく、議員の方からそういうやる気のある循環を作っていきたいと思う。そのためには、専業として議員を本職で頑張りますという人が手をあげられる環境を色々作って行く必要があると思う。まずは、その一つとして報酬額を上げられたらいいと思っている。
- ・ 歳入が非常に厳しい状況であるのはわかるが、議員の報酬額を検討する上で、類似団体の中でも本市の決算額が一番多い。それだけ様々な仕事があり、議員の負担が大きいのではないかと思っている。

#### ■ 市長、副市長及び教育長の給料額並びに市議会議員の報酬額の方向性について

市長、副市長及び教育長の給料額並びに市議会議員の報酬額の方向性の決定について、委員から次の意見などが出された。

- ・ 経済状況を見てみると、日本では20年余り賃上げがほとんど行われなかった。日銀が金融緩和を10年にわたって行ってきたからであるが、これにより物価も上がらないし、賃金も上がらない状況がずっと続いており、特別職の審議会も開催されなかったと思う。それが、昨年から状況が変わってきて、賃上げの議論が行われると同時に、物価も上昇しているので、日銀も政策を変えるということになってきている。そして、それが今回の審議会につながっているものと思っている。
- ・ 報酬の決定にあたっては、財政状況に適合する必要があると思っている。議員の報酬のみを上げるとした場合、議員定数が削減されているからという理由はよくないと思う。現在、合併から社会情勢が大きく変化しており、物価も大きく上昇し、最低賃金の引上げのニュースもあっている中で、議員だけでなく、市長、副市長及び教育長も含め、特別職全てを財政状況に適合するかたちで上げていくことがいいと思う。議員のみを上げるとした場合には、市民の理解を得られないと思う。
- ・ 財政見直しについては、必要な財源をどのように確保し、配分しているかという見方が重要であり、それを行うのが行政の仕事である。財政見直しも重要であるが、市全体の施策や災害対応を含め、財源確保に努力されている部分について執行部を含め、評価して判断すべきと考える。
- ・ 答申（案）にもあるように、30代、40代の方が立候補できるような環境を作っていく必要があるというのが、議員の報酬を上げる理由である。議員定数を減らしたということは、あくまでも付随する意見であったと思う。  
全国的に見ても、県内で見ても議員の報酬は相対的に低いと思われる。  
これまでの意見として、議員の報酬を上げて前向きに市を活性化し

ていくというものが多かったと思っている。

### ◎方向性の決定

- ・市長、副市長及び教育長の給料額については、現状のまま据え置くこととする。
- ・市議会議員の報酬については、報酬の額を引き上げることとする。

### ■市議会議員の報酬額の改定の時期について

市議会議員の報酬額の改定の時期について、次のとおり確認を行うとともに、意見が出された。

- ・立候補しやすい環境を示すため、次の任期から報酬が上がるというアナウンスについては、市議会議員の報酬が条例事項であり、改定時期を含め議会の議決を経る必要があることから、それがマスコミに取り上げられることで、例えば今年の12月議会に議案を上程すれば、次の選挙の1年程度前には皆さんにお知らせすることができると思われる。
- ・これまでの審議で出された若い人が立候補しやすい環境を整えるといった意見からすると、次回の任期からというのが一番妥当であると思われる。

### ◎改定の時期の決定

市議会議員の報酬の改定については、次期任期からの実施とする。

### ■市議会議員の報酬額の改定額について

市議会議員の報酬額の改定額について、追加資料として配布した「議員の報酬額検討資料について」も含め、委員から次の意見などが出された。

- ・地方議員の年収についてランキングを調べてみたが、類似団体の糸島市の議員年収が731万円で268位なのに、唐津市は300位内にも入っていない。佐賀市は、870万円で155位というところ。この水準がベースになるかと思い、報酬額を検討してみた。例えば、月額を46万円にすると年収が726万5,700円とな

り、300位内の271位となる。

これを基準に副議長、議長を計算すると、副議長が49万円、議長が54万円になるかと思われる。

- ・これから積極的に議員になってもらいたいという前向きな方向で報酬を上げようとしているわけだから、積上げ方式も大事であるが、ランキングの300位内にするとか、佐賀市との年収の差を85%以内にするとといった考え方も大事だと思う。

金額が最終的にどこに落ち着くか分からないが、もっと上げていいと思っている。

- ・それなりに金額を上げないと、本当になろうという人はいないと思う。物価も上昇している中で、それに連動しただけでなく、もう少し上げていいと思う。
- ・47万円ぐらいという金額も一つの候補としてあるが、答申の中に上げる根拠の説明も入れる必要がある。事務局で説明ができる資料の作成をお願いします。また、その資料には月額と年収を併記すること。

#### (4) 特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額について

特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額について、委員から次の意見などが出された。

- ・県内の他市と比較しても一定の水準にあると思われるため、改定の必要はないと思われる。

#### ◎意見のまとめ

特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額について、改定の必要性はない。

#### (5) 会計年度任用職員の給与額について

会計年度任用職員の給与額について、事務局から今後の対応案について説明を行った。

- ・報酬月額について、地方公務員法に定める職務級の原則、均衡の原

則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の給料表を基礎とする。（給料表を導入）

- ・ 勤勉手当について、令和6年度からの支給に向け、国の指針（会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル）や県に準じて、基礎額、期間率及び成績率の取扱いなど具体的な取扱い方法等を定める。

説明に対して委員から意見が出され、次のことが確認された。

- ・ 10月からの最低賃金の改定により基準を下回る職種がある場合には、まず規則を改正し対応を行う。

#### ◎意見のまとめ

事務局の提案を支持する。

#### 4 その他

- ・ 第3回審議会は10月下旬に開催することを確認した。

#### 5 閉会



## 議員の報酬月額に係る意見の状況報告

## 1. 議員の報酬月額について

(複数選択有)

回答数	引上げ率	報酬月額(案)
0人	4%	455,000円
4人	5%	460,000円
2人	6%	464,000円
4人	7%	468,000円
0人	その他	

## 2. 報酬月額の改定内容の参考とされた資料等について

(複数選択可)

回答数	数値等
1人	2023春闘による賃上げ率(月例賃金の賃上げ率3.58%)
4人	R5最低賃金の引き上げ率(5.51%)
3人	消費者物価指数(H17を100とした指数:R4平均106.3)
2人	経済成長率(H17~R4累計6.80%)
2人	可処分所得(H17との水準比較)
5人	全国市議会議員の年収水準(地方議員の年額報酬ランキング)
3人	佐賀市との議員報酬月額の比率(県内の市との均衡)
0人	その他( )

# 議員の報酬月額検討一覧

## 【表の見方】

- ① 表の左にある「参考数値」をもとに、「引上げ率（案）」を設定し、「報酬月額（案）」を算出しています。  
 ② 「報酬月額（案）」に基づき「年額」を計算し、それをもとに「可処分所得（合併時（H17）との比較）」、「地方市議会議員の中での水準（順位）」をまとめています。  
 また、報酬月額（案）をもとに「佐賀市の報酬月額との比率」を右端に表示しています。  
 ※ 下の表は、「可処分所得（合併時（H17）との比較）」や「地方市議会議員の中での水準（順位）」についての比較等のため、参考数値として掲載しています。

参考数値	引上げ率（案）		報酬月額（案）		年額		可処分所得				地方市議会議員の年収水準 (全国市議会議長会) R4.12.31現在 全815市中の 順位	佐賀市との 報酬比率 佐賀市議員報酬月額： 553,000円に 対する割合
	引上げ率を 乗じた報酬 月額	現在との差	現在との差	現在との差	60歳以上、 扶養なし 合併時(H17) との差	40～59歳、 被扶養者あり（子2人） 合併時(H17) との差	△	△	△			
<b>2023春闘による賃上げ率</b> 平均賃金方式による月例賃金の賃上げ率 <b>3.58%</b>	4%	455,520円	<b>455,000円</b>	+17,000円	7,186,725円	+268,515円	5,395,834円	△ 57,952円	5,350,046円	△ 175,415円	284位	82.3
<b>R5 最低賃金引き上げ率</b> 853円⇒900円 引上げ率 <b>5.51%</b>	5%	459,900円	<b>460,000円</b>	+22,000円	7,265,700円	+347,490円	5,456,230円	2,444円	5,411,810円	△ 113,651円	273位	83.2
<b>消費者物価指数</b> H17を100とした場合の指数 R4の平均値 <b>106.3</b>	6%	464,280円	<b>464,000円</b>	+26,000円	7,328,880円	+410,670円	5,497,471円	43,685円	5,457,940円	△ 67,521円	269位	83.9
<b>経済成長率</b> H17～R4年 GDP成長率累計 <b>6.80%</b>	7%	468,660円	<b>468,000円</b>	+30,000円	7,392,060円	+473,850円	5,544,591円	90,805円	5,506,870円	△ 18,591円	262位	84.6

### （議員報酬に関する比較数値）

現在の状況	438,000円	-	<u>6,918,210円</u>	-	5,153,225円	△ 300,561円	5,174,152円	△ 351,309円	327位	79.2
H17年時の報酬月額	438,000円	0円	6,943,394円	+25,184円	<u>5,453,786円</u>	-	<u>5,525,461円</u>	-	-	-

※「現在の状況」の年額計算において、期末手当（ボーナス）の加算率 0.15 支給率 3.30  
 「平成17年時」の年額計算において、期末手当（ボーナス）の加算率 0.15 支給率 3.35

糸島市	452,000円	-	7,288,500円	-	-	-	-	-	271位	-
佐賀市	553,000円	-	8,734,635円	-	-	-	-	-	151位	-

※「糸島市」の年額計算において、期末手当（ボーナス）の加算率 0.25 支給率 3.30  
 「佐賀市」の年額計算において、期末手当（ボーナス）の加算率 0.15 支給率 3.30

### （参考：職員（課長級）の状況）

現在の状況	<u>374,700円</u>	-	<u>6,881,148円</u>	-	-	-	5,095,355円	△ 191,078円	-	-
H17年時の報酬月額	371,700円	△ 3,000円	6,851,071円	△ 30,077円	-	-	<u>5,286,433円</u>	-	-	-

※「現在の状況」の年額計算において、期末・勤勉手当（ボーナス）の加算率 0.10 支給率 4.40  
 「平成17年時」の年額計算において、期末・勤勉手当（ボーナス）の加算率 0.10 支給率 4.45

未定稿

特別職の報酬等の額について（答申）

令和5年 月 日

唐津市長 峰 達 郎 様

唐津市特別職報酬等審議会

会 長 落 合 正 利

会長職務代理者 堤 武 彦

委 員 岩 本 真 二

甲 斐 今 日 子

川 寄 和 正

小 峰 朋 子

城 志 保

田 坂 茜

古 別 府 惠

渡 邊 純

## 1 現状認識

### (1) 開催の経緯

現在の特別職の報酬等の額は、平成17年の市町村合併以降、改定が行われないまま18年余りが経過し、現在に至っている。

今回の審議会の開催は、前回の改定から議員定数の大幅な削減といった特別職の状況の変化、また、人口減少対策などの行政課題や消費者物価指数の上昇等といった社会情勢も大きく変化している中で、現在の特別職の報酬等の額がその職責等に応じた適正な水準にあるのかということを経時点で審議すべきであると判断されたことによるものである。

### (2) 社会情勢

現在の日本経済は、コロナ禍からの経済活動の正常化の動きが続くことから、景気は回復基調で推移すると見られており、政府が発表した月例経済報告でも、その先行きについて「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」とされる一方で、「物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」と判断されている。

そのような中、賃金に関する動きについては、2023春闘での賃上げ率が30年ぶりの高水準となったほか、本県の最低賃金も人出不足と人口流出を懸念して47円増（引き上げ率5.51%）の過去最大の上げ幅となり、900円となっている。

#### （佐賀県人事委員会勧告に基づき、一般職の給与の改定内容を追記予定）

しかしながら、国の施策による社会保障費の増加に伴い、国民健康保険税、介護保険料やその他税負担等が年々増加しており、また、近年の物価上昇は可処分所得の押し下げ要因となっていることから、国では「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現に向けた新しい資本主義の取組みを加速させ、「賃金と物価の好循環」へとつなげるとともに、成長力の向上と家庭所得の幅広い増加に裏打ちされた「成長と分配の好循環」の実現を目指すとされている。

### (3) 本市の状況

本市においては、現在、第2次唐津市総合計画に基づき行政運営が行われており、その分野別施策は合併時に策定された第1次計画と比較すると大きく変化し、第1次計画では、新市における「一体感の醸成」、「均衡ある発展」、「地域福祉の向上」といった地域間のバランスに着目した施策を中心に実施されてきたことに対し、第2次計画では、市全体での共通施策として、「行財政改革の推進」、「公共施設の適正配置」、「他分野へのICTの活用」が新たにあげられており、これに基づき、あらゆる領域で変化と進化をもたらす取組みを進められてきたところである。

しかしながら、財政面では扶助費の増加をはじめ、過去の投資に係る公債費返還の増加のほか、公共施設の老朽化対策による投資的経費の増加、さらには多様化するニーズへの対応、大雨災害からの復旧・復興においても今後多額の財源が必要になる見通しであり、合併特例債期間が終了する令和7年度までに主要な投資的事業が完了する見込みとはなっているが、人口減少を見据えた今後の財政運営はますます厳しさを増すことが予想され、歳入対策を含め財政の立て直しは喫緊の課題であると思われる。

### (4) 地方議会の現状と課題

議会においては、条例、予算、国への意見書などの審査や議決が数多く行われており、大規模災害、感染症のまん延防止等の事態においても、住民のニーズを適切に汲み取り、納得できる合意形成を行う観点から議会が果たす役割は大きい。

また、今後、人口減少社会において、多様な分野においてさらに課題が顕著化することが見込まれており、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包括し、意思を決定するという重要な機能を担っている。

しかしながら、地方制度調査会において指摘があっているように、地方議会の議員の構成は、住民の構成と比較して女性や60歳未満の割合が極めて低いなど、多様性を欠く状況となっており、女性や若者等が参画しやすくなるような環境整備が必要であると思われる。

## 2 審議の経過

本審議会では、事務局から提出された資料をもとに、特別職の職務と職責、新市発足後から現在までの職責の変化、一般職の職員との給与との比較、議員定数の変遷、社会情勢の推移、県下各市等の状況、市議会の活動状況、本市の財政状況等をもとに検討を行った。特に、市長、副市長及び教育長の給料額については、財政状況、県下各市等の特別職の給料との均衡に重点を置いて審議を行った。

以上の事項を中心に、公平不偏の立場から意見を交換し、検討を重ねた結果、次の結論に達した。

## 3 特別職の報酬等の額について

### 第1号 市長、副市長及び教育長の給料額について

市長、副市長及び教育長について、市政執行の最高責任者として高い行政能力が求められている。さらに、その職務について前回給料の額を改定した平成16年（新市発足時）と比較すると、人口減少対策を含め、分野別施策は多様化、高度化しており、また、行財政改革の推進や公共施設の適正配置など新たな施策の必要性から、その困難度も増している。

また、勤務形態が常勤であり、給料が職務給的要素、生活給的要素が強いものであり、前回改定から18年余りが経過しており、全国的に賃上げの動きがある中、改定の必要性もあるといえる。

しかしながら、唐津市を取り巻く社会経済情勢、合併以後の唐津市の財政状況、また、他市の給料水準等を考慮すると、市民の理解を得るための積極的な理由に乏しい状況にある。

したがって、今回、これらの状況を踏まえた上、市長、副市長及び教育長の給料額については、現状のまま据え置くことが妥当であると判断した。

(主な意見)

- ・現在、合併から社会情勢が大きく変化しており、物価も大きく上昇し、最低賃金の引上げのニュースもあっている中で、議員を含め、市長、副市長

及び教育長、特別職全てを財政状況に適合するかたちで上げていくことが  
いいと思う。

- ・現在、市長、副市長及び教育長の給料額は、県内で一定の水準にあると思  
われる。
- ・現在の財政状況の中では、給料を上げるというのは厳しいと思われる。

## 第2号 市議会議員の報酬額について

### (1) 改定の有無

市議会議員にあつては、議会の会期中はもとより閉会中といえども常に市民  
と接し、情報収集、調査研究を行うなど、職務の実態は常勤的かつ専門的に  
なっており、その在り方についても、従来の兼業を前提とする非生活給から、  
専門（専業）を前提とする生活給を受けるものとする位置づけに変わってき  
ている。

また、今後、人口減少や高齢化が進行し、経営資源が制約されていく一方、  
住民ニーズや地域課題はますます多様化・複雑化していくことが予想され、  
議員活動に対する市民の期待も高まる中で、市議会議員の議員定数について  
は、新市発足時の45人から令和3年2月の改選時には28名に大きく削減  
され、議員一人ひとりに求められる役割、責任は大きくなっている。

さらに、これからの唐津市において、資源制約を乗り越え、持続可能で個  
性豊かな地域社会を形成していくためには、若い人や女性など多様な人材が  
参画し、市民に開かれた議会を実現していくことが重要であり、そのために  
は新市発足以後大きく上昇している国民健康保険税、介護保険料及び国民年  
金保険料など社会保障費に関する負担を考慮し、議員活動に専念できる可処  
分所得を確保するとともに、子育てなど様々な費用が必要とされる世代にお  
いて、立候補しやすい環境を整える必要がある。

このような状況を勘案した結果、（引上げの参考とした資料などを記載予  
定）を勘案して、市議会議員の報酬額については（引上げ率を記載予定）引  
き上げる必要があると判断した。

(主な意見)

- ・ 30代、40代の方が立候補できるような環境を作っていく必要がある。
- ・ 全国的に見ても、県内で見ても議員の報酬は相対的に低いと思われる。
- ・ 財政的に厳しい状況であっても頑張っ魅力ある施策を提案してもらいたいと考えたときに、それはどちらかという行政の力だけでなく、議員の方からそういうやる気のある循環を作っていきたいと思う。

## (2) 改定額

議 長 \_\_\_\_\_ 円

副議長 \_\_\_\_\_ 円

議 員 \_\_\_\_\_ 円

## (3) 改定の時期

市議会議員の報酬の改定については、次期任期からの実施とする。

## 4 意見を求められた事項

### 第1号 特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額について

特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額について、改定の必要性はない。

### 第2号 会計年度任用職員の給与額について

事務局の提案を支持する。

(事務局提案)

- ・ 報酬月額について、地方公務員法に定める職務級の原則、均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の給料表を基礎とする。(給料表を導入)
- ・ 勤勉手当について、令和6年度からの支給に向け、国の指針(会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル)や県に準じて、基礎額、期間率及び成績率の取扱いなど具体的な取扱い方法等を定める。  
説明に対して委員から意見が出され、次のことが確認された。
- ・ 10月からの最低賃金の改定により基準を下回る職種がある場合には、まず規則を改正し対応を行う。



## 5 その他（附帯意見）

### 今後の特別職報酬等に係る審議の時期について

特別職の報酬等については、前回の改定時から今回の審議会まで18年余りが経過し、この間、審議が行われなかったことにより、他市の状況や社会経済情勢を適切に反映できていたかは検証が困難になっている。

今後については、特別職の任期である4年に一度や、大きく社会情勢の変化が生じるときなど、適切な時期に審議することが望ましいと考えるため、定期的に議論できるよう開催基準を検討されたい。

令和5年10月19日

## 「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

佐賀県人事委員会

## ☆ 本年の給与勧告のポイント

## 月例給、期末・勤勉手当ともに引上げ

- ① 民間給与との較差3,745円(1.08%)を解消するため、人材確保の観点を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置き、給料月額を引上げ
- ② 期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.10月分引上げ(4.40月分⇒4.50月分)  
引上げ分は、期末手当及び勤勉手当の支給月数に均等に配分

## I 職員の給与に関する報告及び勧告

## 1 公民の給与較差に基づく給与改定

## (1) 職種別民間給与実態調査

- ・ 企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所389事業所から、無作為に148事業所を抽出し、4月分の給与月額等について実地調査
- ・ 調査完了131事業所(調査完了率88.5%)

## (2) 公民給与の比較

## &lt;月例給&gt;

- ・ 本年4月分の職員給与(行政職給料表の適用者)と民間給与(事務・技術関係職種の従業員)について、役職段階・学歴・年齢別に対比してラスパイレス方式により較差を算出

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A) - (B)
348,946円	345,201円	3,745円 (1.08%)

(注) 行政職給料表の適用者のうち、新規採用者及び教育職員から転任した指導主事等は比較対象から除外。  
比較対象職員数は3,198人(平均年齢41.6歳)である。

## &lt;期末手当・勤勉手当&gt;

- ・ 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の特別給の支給割合と、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を比較したところ、職員の支給月数(現行4.40月)は、民間の支給割合(4.50月)を下回る

### (3) 改定の内容

#### <月例給>

職員給与と民間給与との較差 3,745 円 (1.08%) を解消するため、月例給を引上げ  
[改定の内訳：給料月額 3,743 円、はね返し分(※) 2 円 (注) 給料の改定により諸手当の額が増減する分]

#### (ア) 行政職給料表

- ・ 職員の初任給が民間の初任給を下回っていることや人材確保の観点から踏まえ、大卒程度試験に係る初任給について 11,000 円 (5.9%)、高卒程度試験に係る初任給について 12,000 円 (7.8%)、それぞれ引上げ
- ・ 初任給以外の号給については、若年層に重点を置き、初任給から改定率をなだらかに逡減させる形で公民較差の範囲内で引上げ  
[平均改定率：1 級 5.5%、2 級 3.5%、3 級 1.6%、4 級 0.4%、5 級～7 級 0.3%、8 級以上 0.2%]

#### (イ) その他の給料表

- ・ 行政職給料表との均衡を基本に改定 (医療職給料表(一)は、国に準じて改定)

#### <期末手当・勤勉手当>

- ・ 民間における特別給の支給割合に見合うよう、4.40 月分を 4.50 月分へ引上げ
- ・ 引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給月数に均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月期	12 月期
令和 5 年度 期末手当	1.20 月 (支給済み)	1.25 月 (現行 1.20 月)
勤勉手当	1.00 月 (支給済み)	1.05 月 (現行 1.00 月)
令和 6 年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

#### <初任給調整手当>

- ・ 医療職給料表 (一) の引上げ改定に伴い、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当を改定

#### [実施時期]

- ・ 給料表及び初任給調整手当：令和 5 年 4 月 1 日
- ・ 期末手当・勤勉手当：令和 5 年 12 月 1 日

## 2 その他給与に関する報告事項

### <今後の給与制度について>

- ・ 令和 6 年 4 月 1 日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、改正法の趣旨を踏まえ、勤勉手当の支給について検討を進めていくことが必要
- ・ 令和 6 年に向けて措置が検討されている給与制度のアップデートについて、人事院の検討状況を注視しつつ、他都道府県の動向を踏まえ、本県の実情に照らして検討を行っていく

議員報酬月額に対する議長及び副議長の報酬月額の比率とそれによる月額試算並びに報酬額改定による歳出額の差

現在の状況

(単位：円)

	報酬月額	年収	議員を1.000とした場合の比率	定員	歳出額
議長	503,000	7,944,885	1.148	1	7,944,885
副議長	459,000	7,249,905	1.048	1	7,249,905
議員	438,000	6,918,210	1.000	26	179,873,460
				合計	195,068,250

議員の報酬月額を「455,000円」とした場合

	報酬月額	年収	議員を1.000とした場合の比率	定員	歳出額	現在との歳出額の差
議長	522,000	8,244,990	1.147	1	8,244,990	300,105
副議長	476,000	7,518,420	1.046	1	7,518,420	268,515
議員	455,000	7,186,725	1.000	26	186,854,850	6,981,390
				合計	202,618,260	7,550,010

議員の報酬月額を「460,000円」とした場合

	報酬月額	年収	議員を1.000とした場合の比率	定員	歳出額	現在との歳出額の差
議長	528,000	8,339,760	1.148	1	8,339,760	394,875
副議長	482,000	7,613,190	1.048	1	7,613,190	363,285
議員	460,000	7,265,700	1.000	26	188,908,200	9,034,740
				合計	204,861,150	9,792,900

議員の報酬月額を「464,000円」とした場合

	報酬月額	年収	議員を1.000とした場合の比率	定員	歳出額	現在との歳出額の差
議長	532,000	8,402,940	1.147	1	8,402,940	458,055
副議長	486,000	7,676,370	1.047	1	7,676,370	426,465
議員	464,000	7,328,880	1.000	26	190,550,880	10,677,420
				合計	206,630,190	11,561,940

議員の報酬月額を「468,000円」とした場合

	報酬月額	年収	議員を1.000とした場合の比率	定員	歳出額	現在との歳出額の差
議長	537,000	8,481,915	1.147	1	8,481,915	537,030
副議長	490,000	7,739,550	1.047	1	7,739,550	489,645
議員	468,000	7,392,060	1.000	26	192,193,560	12,320,100
				合計	208,415,025	13,346,775

参考 (R4年度決算額)

(単位：千円)

歳出	82,879,535	うち議会費	328,284
----	------------	-------	---------